

令和7年度 定期監査報告書

令和8年2月25日提出

第1 監査の内容

本監査は、岐阜市監査基準及び全国都市監査委員会が定める都市監査基準に準拠し、監査の実施方法等の監査計画を定め、岐阜市一般会計、特別会計及び公営企業会計の財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業管理について、地方自治法その他関係法の定める内容等に基づき監査した。

第2 監査の種類

定期監査【後期】

第3 監査の対象

令和6年度・令和7年度（12月末日まで）の岐阜市一般会計、特別会計及び公営企業会計

第4 監査の着眼点（重点項目）

- 1 市単独の補助金・助成金について
- 2 税（延滞金含む）・使用料等の収納状況及び未収金（債権の分類状況等）について
- 3 資金前渡（光熱水費・電話料等）の処理状況について
- 4 歳計外現金の取扱いについて
- 5 工事及び委託契約の締結状況について
- 6 繰越事業の発注等進捗状況について
- 7 庁用車の運行管理について
- 8 職員の勤務状況について
- 9 備品管理について
- 10 施設等の状況について

第5 監査の実施内容

- 1 監査基準日 令和7年12月31日
- 2 実施期間 令和8年2月2日から2月9日までのうちの4日間
- 3 場所 市役所芦辺庁舎第4会議室、市役所勝本庁舎第4会議室及び現地
- 4 従事した監査委員 殿川 穂、左野 健治
- 5 監査の手続 被監査部署へ提出及び提示を求めた資料及び書類について、財務に関する事務の執行状況、事業の管理状況が、法令等に適合し、正確かつ効率的に執行されているか、例月検査の結果、前回までの監査等で指摘した事項の是正等の確認に主眼をおき、関係職員からの説明又は報告を求め、必要に応じ、関係諸帳簿及び証憑書類と照合等の手続きをとり、試査により実施した。

6 監査の実施日及び被監査部署等

実施日	被監査部署等
2月2日	給食センター、教育総務課、社会教育課、芦辺支所、環境衛生課、健康増進課
2月5日	老人ホーム、長寿支援課、保険課、芦辺小学校、消防本部・岐阜消防署本署
2月6日	議会事務局、上下水道課（水道事業・下水道事業）、家畜診療所、勝本町不燃物処理場、風民の郷
2月9日	建設課、勝本支所、監査委員事務局

第6 監査の結果

令和6年度及び令和7年度（12月末日まで）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適法、適正かつ効率的に執行されているかについては、法令、条例等に違反する重大な事実は認められなかった。

しかしながら、事務の執行について、下記の指摘事項等のとおり、是正又は改善を要する事項が見受けられたので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、軽微な事項については、監査実施時に口頭等で改善を求めた。

1 意見

(1) 各種団体への市単独補助金については、岐阜市補助金等交付規則に基づき交付されている部分もあるが、補助の目的、内容、交付要件、補助対象経費、補助額算定基準を明確にするため補助金交付要綱等を定め、事業の適正化を図ること。

また、団体から提出される決算報告書については、補助対象経費とそれ以外の経理区分を明確に記載するよう指導を行い、出納関係書類等と照合を行うこと。

(2) 債権管理については、債権管理室を中心に積極的に取り組まれていると解するが、現年度完納を目標に積極的に徴収事務を行う所管がある中で、事業により未収金縮減の取組に温度差が見受けられる。未収金については必要に応じて課を越えて横断的に情報共有を行う等、適正な債権管理を行うこと。

(3) 毎月の例月現金出納検査において、職員の実失による不適正な処理が散見されるため、本監査で改めて所属長に対して改善策を確認したところである。各所属においては、日頃より内部統制の励行に努めること。

2 指摘事項等（該当部署のみ）

(1) 教育総務課

【指導事項】

奨学金運用基金未収金（納期到来分）1,947,000円の回収整理に努めること。

【意見】

小中学校における備品については、宕岐市立学校物品管理規則に定める備品台帳により適正に管理されているが、備品処分時の記載方法等が難しく簿冊も多く複雑である。将来的には、システム導入等による管理の合理化を図られたい。

(2) 環境衛生課

【指導事項】

リサイクル物引渡還元金(滞納繰越分) 872,870円の回収整理に努めること。

(3) 老人ホーム

【指摘事項】

調定決議書の起票遅延が見受けられ、例月現金出納検査の折にも随時指導を行っているところである。特に介護事業利用者負担金については、毎月の調定事務が遅滞しているので、事務処理の適正化とチェック体制の強化を図ること。

【意見】

入所者の異動がある場合は、長寿支援課と連携を図り事務の遅延がないよう適正に処理すること。

(4) 上下水道課(水道事業会計)

【指導事項】

水道使用料未収金滞納繰越分 66,507,214円の回収整理に努めること。

【意見】

長期に渡り滞納となっている債権については、債権額等の内容を分析し、滞納整理計画を立てる必要がある。

(5) 上下水道課(下水道事業会計)

【指導事項】

公共下水道使用料未収金滞納繰越分 996,290円、漁業集落排水処理施設使用料未収金滞納繰越分 721,720円の回収整理に努めること。

(6) 家畜診療所

【指導事項】

病傷事故外診療手数料未収金滞納繰越分 354,184円について、令和6年度に実態調査済とのことであるが、滞納整理がなされていないので早期に取り組むこと。

(7) 建設課

【指導事項】

市営住宅使用料未収金滞納繰越分 8,696,590円、駐車場使用料未収金滞納繰越分 30,000円の回収整理に努めること。

第7 措置状況について

監査の結果に基づき指摘事項等(指摘事項・指導事項のみ)に対する措置を講じた場合は、令和8年3月31日(火)までに報告し、未措置事項がある場合には、併せてその理由書も提出されたい。